

平成 19 年 5 月 14 日
関 東 財 務 局

ティーツー・キャピタル株式会社に対する行政処分について

1. ティーツー・キャピタル株式会社(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

(平成 19 年 4 月 27 日付)

○ 顧客のための証券取引行為

当社は、投資顧問契約を締結した顧客(以下「顧客」という。)に対し、当該投資顧問契約に基づき株式未公開企業の株式(以下「未公開株式」という。)の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言を行っている。

しかしながら、当社は、当該助言行為にとどまらず、未公開株式所有者が当該株式の売却を希望した場合には、当該株式所有者に対し顧客を相手方とした当該株式の売付けの交渉を行う一方で、顧客に対し当該株式所有者を相手方とした当該株式の買付けの交渉を行い、両者間での当該株式に係る売買契約を成立させ、又は投資ファンド等が、顧客が取得・保有している未公開株式の買取を希望した際、同様に当該投資ファンド等と顧客との当該株式に係る売買契約を成立させるなど、投資顧問業の登録を受けた平成 12 年 7 月 17 日から検査基準日である同 18 年 12 月 4 日までの間において、顧客 36 名のために 7 銘柄 130 件の未公開株式の売買の媒介を行っていた。

当社が行った上記行為は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 18 条に違反すると認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 38 条第 1 項及び第 37 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

平成 19 年 5 月 21 日から平成 19 年 11 月 20 日までの間、投資顧問業に係る全業務(ただし、顧客との契約の解約業務を除く。)

(2) 業務改善命令

以下の措置をとり、その状況を平成 19 年 6 月 13 日までに書面で報告すること。

- ① 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。
- ② 法令遵守に関する管理体制の改善を図ること。
- ③ 再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること。

問い合わせ先

関東財務局証券監督課
048-600-1111(代)
内線 3327